

20 監査公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成20年7月2日に福岡市長及び福岡市教育委員会委員長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年9月4日

福岡市監査委員	光	安	力
同	江	藤	博美
同	竹	本	忠弘
同	福	田	健

1 監査結果と措置の件数

20 監査公表第1号（平成20年1月31日付 福岡市公報第5516号 公表）分・・・62件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

20 監査公表第 1 号 (平成 20 年 1 月 31 日付 福岡市公報第 5516 号 公表) 分

(事務監査)

1 局別監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 民間児童福祉施設運営費補助金の交付事務について注意をを求めるもの</p> <p>市は補助金の交付に当たっては、交付の目的に従って公正かつ効率的に行う必要がある。しかしながら、平成 18 年度及び同 19 年度の「福岡市民間児童福祉施設運営費補助金」の交付事務において、交付先団体が運営する施設の整備、入所者等の処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るための資金として、補助対象期間を年間を通したものとしているにもかかわらず、次のように交付決定及び支出に係る事務処理を大幅に遅延しているなど、不適切なものとなっていた。</p> <p>補助金の交付に当たっては、その助成目的を踏まえ、速やかに行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 平成 18 年度補助金の交付決定及び支出事務を、出納閉鎖直前に行っていた。</p>	<p>補助金の交付決定及び支出事務にあたっては、速やかに行うよう所属職員に対し口頭により周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成 18 年度補助金の交付決定通知書及び同確定通知書について、決裁を得ていたにもかかわらず、発送していなかった。</p>	<p>補助金の交付決定通知書及び同確定通知書については、決裁を得た後速やかに通知するよう所属職員に対し口頭により周知徹底を図った。</p>
<p>c 平成 19 年度補助金の交付決定を、実査日現在(平成 19 年 9 月 7 日)行っていないかった。</p> <p>(こども家庭課)</p>	<p>平成 19 年度の補助金については、平成 19 年 12 月 7 日に交付決定を完了した。</p> <p>補助金の交付決定にあたっては、速やかに行うよう所属職員に対し口頭により周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 保育所建設費等補助金の交付について適正な事務処理を行うよう注意をを求めるもの</p> <p>市は補助金の交付に当たっては、福岡市補助金交付規則及び補助金交付要綱等に則り、交付の目的に従って公正かつ効</p>	<p>補助金の交付決定を行う際は、市の交付要綱に定められた算式により計算するよう所属職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、市の要綱については、一部表記に不明瞭な点があったため、国の基準にあわせて要綱の見直しを行った。</p>

<p>率的に行う必要がある。しかしながら、平成18年度「保育所建設費等補助金」の交付事務において、次のような事例が見受けられ、補助金の交付決定及び補助金の額の確定手続が、規則や要綱の規定どおりに行われておらず不適切なものとなっていた。</p> <p>補助金の交付に当たっては、その透明性を確保するうえからも、交付額の積算や補助事業の成果の確認など、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 補助金の交付決定を、本市の交付要綱と異なる国補助金の積算方法で行っていた。</p>	
<p>b A保育園に係る補助事業の完了確認等が不適切であった。</p> <p>(a) 履行期限直前に補助事業者から変更届が提出され、工期、事業内容及び事業費が大幅に変更されているが、事業の遂行見込み等が十分検証されておらず、変更交付決定も行っていなかった。</p>	<p>補助事業の遂行確認については、十分検証し、そのうえで変更交付決定を行うよう所属職員に対し口頭により周知徹底を図った。</p>
<p>(b) 補助事業の完了確認において、担当者が現地確認を行ったのみで、竣工写真等の事業完了を客観的に確認できる書類がないまま、補助金の額を確定していた。</p> <p>(保育所整備課)</p>	<p>補助事業の確認完了については、施工写真等の確認書類をもって完了確認を行うよう所属職員に対し口頭により周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 指定管理者による公の施設の管理運営業務について適正な履行確認を求めるもの</p> <p>指定管理者による公の施設の管理運営業務が完了したときは、協定に基づき、完了検査により履行の確認を行わなければならない。また、検査の結果、是正を要すると認められる場合には、速やかに必要な措置を指示するなど、協定書や実施計画に定める業務が適正に履行されていることを確認のうえ、管理料を支出又</p>	<p>小呂保育所管理運営業務については、指定管理者からの報告書類の検証や実地検査により管理運営業務の履行確認を十分に行ったうえで、委託料の支出及び精算を適正に行うよう所属職員に対し口頭により周知徹底を図った。</p> <p>また、指定管理者に対して、実施協定に定める開所日を遵守するとともに、開所日を変更する必要がある場合は、事前に報告し、指示を求めるよう口頭により指導した。</p>

<p>は精算しなければならない。しかしながら、平成 18 年度及び同 19 年度の「福岡市立小呂保育所」の管理運営業務において、次のように不適切な業務報告や会計経理事務が見受けられたにもかかわらず、履行確認を十分行わないまま業務完了と認め、管理料の額を確定し精算していた。</p> <p>指定管理者による公の施設の管理運営業務に当たっては、執行状況を十分把握するとともに、報告書類の検証や実地調査など適正な履行確認を行われたい。</p> <p>a 実施協定書に定める業務報告が適正になされていないかった。</p> <p>(a) 協定で定める閉所日に開所していたにもかかわらず、把握していなかった。</p>	
<p>(b) 本市に提出された事業報告書(年間行事)において、記載内容が実績と相違しているものが多数あった。</p>	<p>指定管理者に対して、実績に基づき事業報告書を記載するよう口頭により指導した。</p> <p>また、平成 18 年度実績報告書について、実績を確認のうえ再提出するよう求め、受理した。</p>
<p>b 会計年度を越えて支出しているものや支出額の算定を誤っているものなど不適切な会計経理事務を行っていた。 (保育課)</p>	<p>指定管理者に対して、会計処理は年度ごとに行い、支出額の算定等は経理規程等に基づき行うよう口頭により指導した。また、収支決算書を再提出するよう指導し、再提出された収支決算書を精査のうえ、平成 18 年度及び平成 19 年度の管理料を精算した。平成 19 年度に支出していた平成 18 年度分については、平成 18 年度の支出として精算した。</p>

(2) 消防局

監査の結果	措置の状況
<p>郵便切手の出納管理について注意を求めるもの</p> <p>郵便切手の出納管理に当たっては、使用状況の把握、現物の確認とともに帳簿の点検等、</p>	<p>出納簿の記載内容については、物品管理者等が確認のうえ、全て押印した。今後、物品出納簿の物品管理者等の確認印漏れがないよう、平成 19 年 11 月中に物品管理者等</p>

<p>適時検査を行わなければならない。しかしながら、平成 18 年度及び同 19 年度において、次のような不適切な事例が見受けられた。郵便切手は金券であり、その出納管理に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(ア) 消防団係で管理している郵便切手出納簿において、物品管理者等の確認印が、すべて押印されていなかった。</p>	<p>に研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 警防係で管理している郵便切手出納簿において、前回実査日(平成 17 年 9 月 12 日)以降、出納状況の正確な記帳やその確認がされておらず、次のような事例があった。</p> <p>a 出納毎の残額がすべて記載されておらず、月計や累計に誤りがあった。</p>	<p>出納毎の残額については全て記載し、誤りについては修正した。今後、出納毎、月毎の残額管理と繰越額、現物との相違のないよう、平成19年11月中に所属職員に研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>b 18 年度の出納簿が、19 年度に改正された新様式で作成されていた。</p>	<p>物品出納事務において、関係規程に基づき適正に執行するよう、平成19年11月中に所属職員に研修を行い周知徹底を図った。</p>
<p>c 実査日現在、現物と出納簿の残額が一致しておらず、在庫管理が不十分であった。</p> <p>(警防課)</p>	<p>切手出納簿への記入漏れ、記入誤りを精査し、最終的に現物と出納簿の残額が一致した。出納簿への正確な記帳と、現物管理に努めるよう、平成19年11月中に職員に研修を行い周知徹底を図った。</p>

(3) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 教職員の自家用車の公務使用に係る事務手続きについて注意を求めるもの</p> <p>教職員が、自家用車を公務に使用しようとする場合は、一定条件以上の任意保険に加入したうえで、「自家用車届」により校長に届け出て、その登録を受けなければならない。また、登録を受けた内容に変更が生じた場合は、遅滞なく校長に変更内容を届け出なければならない。さらに、登録されている自家用車が、要件を満たさないものとなった場合は、校長は登録を抹消しなければならない。しかしながら、平成 18 年度</p>	<p>教職員の自家用車の公務使用に係る事務手続きについて、保険期間を経過している任意保険については、直ちに任意保険更新による変更内容の手続きを行うよう教職員に指導し、手続きを完了した。</p> <p>なお、任意保険更新時には、遅滞なく変更内容の手続きを行うよう教職員に文書により指導した。</p>

<p>及び同 19 年度において、届け出されていた任意保険には、既に保険期間を経過しているものがあるにもかかわらず、任意保険更新による変更内容の手続きがなされないまま、自家用車を公務に使用している不適切な事務手続きとなっていた。</p> <p>教職員の自家用車の公務使用に当たっては、登録に必要な関係書類の提出を職員に促し、内容確認を的確に行うとともに、今後適切に事務手続きを行われたい。</p> <p>(福岡女子高等学校)</p>	
<p>(イ) 補助金交付について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>補助金の交付に当たっては、補助金の交付先団体の会計経理事務が適正に行われているか指導・監督するとともに、補助事業完了後に実績報告書を求める等して調査確認のうえ、補助金の額の確定をする必要がある。しかしながら、平成18年度「福岡市学校保健会補助金」の支出事務において次のような事例が見受けられた。補助金の支出に当たっては、交付先団体の事務局が当課内にあることでもあり、交付先団体の事務処理が適切に執行されるよう指導監督するとともに、事業実績の調査確認を的確に行うよう十分注意されたい。</p> <p>a 交付先団体から実績報告書が提出されておらず、補助金の額の確定も行っていなかった。</p>	<p>交付先団体へ実績報告書提出を指導し、補助金額の確定をおこなった。</p>
<p>b 収支差額が発生しているにもかかわらず、精算処理を行っていなかった。</p> <p>(健康教育課)</p>	<p>収支差額について交付先団体に全額返還を求め、精算をおこなった。</p> <p>また、今後は補助金交付決定通知書中に交付団体からの実績報告の義務を明記する。</p>
<p>(ウ) 物品購入契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品を随意契約により購入する場合は、競争性や経済性の確保が必要であり、10万円を超える物品購入に当たっては、2者以</p>	<p>a, b, c について</p> <p>物品購入契約事務については、学校事務長が担当職員に対し、契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行うように口頭にて指導徹底を図った。</p>

<p>上から見積書を徴して行わなければならない。また、見積書の記載事項はすべて業者が記載しなければならない。しかしながら、平成18年度及び同19年度の物品購入契約において、次のような事例が見受けられ、不適切な事務手続きとなっていた。</p> <p>物品購入に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正に事務処理されたい。</p> <p>a 10万円を超える物品購入において、1者からの見積書を徴したのみで契約を締結しているものがあった。</p> <p>b 2者から見積書を徴している物品購入において、契約相手方以外の者の見積書の見積日はすべて空白であった。また、契約相手方の見積書の見積日は職員が記載していた。</p> <p>c 見積日が、契約締結日後の日付になっているものがあった。</p> <p>(福岡女子高等学校)</p>	
<p>(I) 学校等における薬品等の適正管理について注意を求めるもの</p> <p>学校等における薬品等の管理に当たっては、「学校の危機管理マニュアル」をはじめ関係法令に則り、管理台帳により記録を行うとともに、その使用目的及び使用状況を定期的に点検するなど、適正に行わなければならない。しかしながら、平成18年度及び同19年度の薬品等管理事務において、管理台帳への使用状況の正確な記録やその確認がなされておらず、管理が不適切なものとなっていた。</p> <p>薬品等は、劇物等も含まれており、その管理に当たっては、管理台帳により正確に記録するとともに、定期的に点検を行うなど、適正に管理されたい。</p> <p>a 薬品管理台帳の様式は統一されておらず、管理に必要な項目の記載がないものがあつた。また、使用状況の定期点検もなされていなかった。</p>	<p>「学校の危機管理マニュアル」や「学校の危険物・ごみ等取扱マニュアルブック」等に則り、「薬品管理台帳」の整備を行った。</p> <p>また、薬品の使用状況を定期的（各学期毎）に点検する措置を行った。</p>

(教育センター管理課, 福岡女子高等学校, 福岡西陵高等学校, 千代中学校)	
b 記録されている在庫と現物が一致していなかった。 (福岡女子高等学校, 福岡西陵高等学校)	薬品の使用状況を定期的(各学期毎)に点検したり,理科薬品管理規程を作成するなど在庫管理の適正化を図った。
<p>(オ) 財団法人福岡市教育振興会貸付金のあり方について検討を求めるもの</p> <p>福岡市は財団法人福岡市教育振興会が行っている奨学金貸与事業に対し貸付を行っているが,同振興会には奨学金貸与事業を行うに十分な自主財源がなく,自己資金を確保する手段も講じられていないことから,不足分は福岡市からの貸付金により補填されている。</p> <p>福岡市貸付金は短期貸付金であり,同振興会は年度当初に福岡市から資金を借り受け,年度末に金融機関から一時的に資金を借り入れ,福岡市に返済することを繰り返し返しているが,同振興会の福岡市及び金融機関からの借入金の額は年々増加している。平成19年度においては,福岡市貸付金は36億3,030万円を見込んでおり,奨学金貸与事業の規模は拡大傾向にある。</p> <p>平成18年度包括外部監査においても,同振興会が奨学金貸与事業を行うことに疑問を呈されており,福岡市教育振興会奨学金貸与事業及び当該事業にかかる貸付金のあり方について,具体的な対策を検討されたい。</p> <p>(学事課)</p>	<p>財団法人福岡市教育振興会が行う奨学金貸与事業は経済的理由により学資の支弁が困難な生徒等に学資を貸し付ける事業で,教育の機会均等を保障する重要な施策であり,無利子かつ返済期間が長期間にわたる貸付であること,また,景気低迷等からそのニーズはますます高いものとなっているため,貸付人員を大幅に増加してきており,福岡市の貸付金も同様に増加しているものである。</p> <p>当該事業を安定して実施するため,抜本的滞納対策に取り組むこととしており,その具体策として,平成20年度においては,個人別債権管理システム導入を進めるとともに滞納整理専任職を設置した。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 経済振興局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において,次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成17年度「福岡競艇場土捨場土留擁壁改修工事」</p>	<p>設計積算については,土木工事積算基準書に基づく運用区分の適用に誤りがないよう所属職員に対し研修をし,適正な積算を行うよう周知徹底を図った。</p>

<p>(契約金額5,857万7,400円)</p> <p>本工事に使用するクローラ式杭打機(ベースマシン)の分解・組立輸送費の設計積算において、当該機械の質量区分により分解・組立輸送費を算出することとなっているが、その区分を誤って適用していたため、過小な費用を積算計上していた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p> <p>(開催運営課 港湾局維持課関連)</p>	
<p>(イ) 設計積算及び施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成17年度「福岡競艇場旧前売棟跡地駐車場整備工事」</p> <p>(契約金額4,347万8,400円)</p> <p>(a) 本工事歩道部のカラーアスファルト合材単価は3社から見積りを徴集し設計積算していたが、形状寸法、品質、規格、取扱い数量等の見積り価格を左右する条件を付した依頼書を提示しておらず信頼性のある見積りではなかった。</p> <p>明確な意図を持って見積りを徴集しなかったために、同材料を多用している市の他の部署で採用している単価に比べ本工事で採用した単価は高い金額となっており、信頼性のある設計積算がなされたとはいえない。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>見積り徴集については、依頼する見積り内容を十分検討し、形状寸法、品質、規格、取扱い数量等の条件を付した依頼書を作成するよう留意し、適正な見積り徴集に努めることとした。</p>
<p>(b) 本工事散水設備工及び電線管布設工の単価に、諸経費を含んで設計積算しており、諸経費を二重に計上していた。単価は諸経費を除いた額とすべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>積算基準に則った適正な積算になるよう努め、精査も慎重に行うこととした。</p>
<p>(c) 本工事において本市再生水を利用した散水設備を設置したが、「福岡市再生水利用下水道条例」によると、再生水を利用しようとする者(すでに再生水の供給を受けている者で、広域雑用水道の新設、改造</p>	<p>事後申請手続きを行った。今後再生水を利用する設備等の工事については、「福岡市再生水利用下水道条例」に基づき再生水利用申請手続きを行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>等を行おうとする者を含む。)はあらかじめ市長に利用の申請をして市長の承認を受け、その後に工事着手の届け出を行い完了検査を受けなければならない。しかし、これらの手続きがなされていなかった。</p> <p>「福岡市再生水利用下水道条例」を遵守し、同条例に定める手続きを行うべきであった。</p> <p>適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(経営企画課 建築局施設建設課関連)</p>	
---	--

(2) 下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成15年度「月隈第6雨水幹線(2)築造工事」 (契約金額19億6,661万5,350円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないように交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。しかし、本工事の契約図書において交通誘導員の配置人員等が明示されていなかった。</p> <p>また、設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したが、変更後の契約図書においても明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(東部建設課)</p>	<p>交通誘導員の配置人員等については、契約図書に明示するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>また、下記4件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度「松崎橋再生水管橋梁添架工事」 (契約金額1,613万7,450円) (東部建設課) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度「月隈(西月隈1丁目)地区下水道築造工事」 (契約金額2億2,615万4,250円) (東部建設課) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度「堅粕(堅粕4丁目)地区下水道築造工事」 (契約金額2億3,073万2,250円) (東部建設課) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度「準用那珂古川河川改修(護岸根継)工事」 (契約金額5,894万5,950円) (河川建設課) 	
<p>b 平成16年度「月隈第5雨水幹線築造工事」 (契約金額2億1,016万3,800円)</p> <p>本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が明示されていたが、設計変更を行った際に、施工内容を変更したこと等により交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p>	<p>交通誘導員の配置人員等については、契約図書に明示するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(東部建設課)</p>	
<p>また、下記 4 件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度「比恵 8 号幹線築造工事」 (契約金額11億3,219万8,200円) (博多駅地区浸水対策室) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度「東長尾第10雨水幹線(2)築造工事」 (契約金額16億7,117万8,950円) (中部建設課) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度「鳥飼 2 号幹線築造工事」 (契約金額11億5,847万8,650円) (中部建設課) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度「七隈第18雨水幹線築造工事」 (契約金額 1 億9,229万2,800円) (中部建設課) 	
<p>c 平成18年度「堅粕(堅粕 4 丁目)地区下水道築造工事」 (契約金額 2 億3,073万2,250円)</p> <p>本工事の特記仕様書(下水道管渠更生工法・製管)によると更生管材料の形状寸法及び適用する更生管内径は設計図書のとおりとするとあるが、契約図書にその内容が明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化、また、竣工時の検査のためにも設計図書による明示は不可欠であり、契約図書に明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(東部建設課)</p>	<p>更生管材料の内容については、契約図書に明示するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>d 平成17年度「比恵(博多駅南3丁目)地区下水道築造工事」 (契約金額4億1,011万50円) 本工事の立坑土留工において、ライナープレート材は単価表等に掲載のない中間サイズの製品を使用している。 土木工事設計標準歩掛等によるとこのような場合の設計単価は、中間サイズの見積単価に、物価資料に掲載された直近上位のサイズの単価と同サイズの見積単価の比率を乗じて決定することになっているが、直近上位のサイズの見積りを徴集していたにもかかわらず、比率を乗じることなく中間サイズの見積単価をそのまま設計単価として積算していた。 今後は、適正な設計積算を図りたい。 (博多駅地区浸水対策室)</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>e 平成17年度「七隈第18雨水幹線築造工事」 (契約金額1億9,229万2,800円) 本工事のボックスカルバート(2,000mm×1,500mm)の設計積算において、設計図書では縦締を行う仕様となっていたが、縦締費用を含まない単価を採用していた。 今後は、適正な設計積算を図りたい。 (中部建設課)</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>f 平成18年度「福岡(薬院4丁目)地区下水道築造工事」 (契約金額1億8,481万4,700円) (a) 本工事の到達立坑に使用するライナープレートにおいて、同単価を設計積算の電算システムに入力する際、入力を誤り過大な単価により設計積算していた。 今後は、十分に精査するとともに適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(b) 本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導</p>	<p>交通誘導員の配置人員等については、契約図書に明示するよう所属職員に対し研修</p>

<p>員が必要とされている。交通誘導員は、施工場所の条件変更や交通管理者等との協議によってその人員が変動することがあるため、契約図書において配置人員等を明確にしておくことが必要である。本工事の当初契約図書においては、交通誘導員の配置人員等が確定できない表現で記載されていた。また設計変更を行った際に、施工内容を変更したことにより交通誘導員の人員を変更したにもかかわらず変更後の契約図書には明示されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員等を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(中部建設課)</p>	<p>を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>g 平成16年度「飯倉第3雨水幹線築造工事」</p> <p>(契約金額13億2,717万6,900円)</p> <p>本工事の現場打ち水路のスクリーンゲート設置において、スクリーンゲートの工場製作にかかる費用である工場原価を共通仮設費及び現場管理費算出の対象額に含めて設計積算していた。土木工事設計標準歩掛においては、スクリーンゲートの工場製作にかかる費用である工場原価は、共通仮設費及び現場管理費算出の対象額に含めないとしているので、対象額に含めて設計積算すべきでなかった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(西部建設課)</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>h 平成17年度「都市基盤那珂川河川改修(高水敷)工事その2」</p> <p>(契約金額4,305万円)</p> <p>本工事の土工の残土処理については、</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>

<p>当初指定処分としていたが、含水土であるために指定処分先から受け入れを拒否され、自由処分に設計変更した。しかし、残土運搬距離を指定処分の運搬距離から自由処分の運搬距離に変更していなかった。その結果、残土の運搬費用の設計積算に誤りが生じた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図られたい。</p> <p>(河川建設課)</p>	
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成17年度「城西6号幹線築造工事」 (契約金額3億5,914万5,150円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第11条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないことになっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(西部建設課)</p>	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事については、提出書類チェックリストを作成し、適正な施工管理に努めることとした。</p>
<p>b 平成17年度「中部水処理センター再生処理施設機械設備増設工事」 (契約金額1億1,972万3,415円)</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理するか、または許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託しなければならないとなっているが、本工事において発生したコンクリート殻及びアスファルト殻を収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させていた。収集運搬業の許可を持たない下請業者に運搬させるべきでなかった。また、中間処分場において搬入等の写真を撮影していなかった。工事写真は処理が適正に施工されたことを確認・証明するものであるため撮影すべきであった。</p>	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する工事については、所属職員に対し研修を行い、適正な施工管理に努めるよう周知徹底を図った。</p>

<p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	
<p>(ウ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成17年度「都市基盤水崎川河川改修(樋門下部)工事」</p> <p>(契約金額 1億5,277万6,050円)</p> <p>本工事において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において鋼矢板の単価を誤って積算していたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して積算を行い、請負代金額の変更がされていた。</p> <p>請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(河川建設課)</p>	<p>契約事務については、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>b 平成17年度「準用七隈川河川改修(護岸)工事その2」</p> <p>(契約金額 3億2,279万2,050円)</p> <p>本工事において、数回行われた工期の変更を内容とする契約変更のうちの1回において、関係者間の調整は工期内になされていたものの、変更契約の締結が変更前の契約における工期を過ぎた日付でなされており、適正な契約事務ではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(河川建設課 財政局契約課関連)</p>	<p>変更契約の締結については、関係者間の調整後、速やかに行うよう、所属職員に対し周知徹底を図った。</p>

<p>(I) 設計積算及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成16年度「山王2号雨水調整池築造工事」 (契約金額10億6,701万9,450円)</p> <p>(a) 本工事の本体築造工土工において、バックホウによる掘削施工条件の変更を行ったが、変更の設計積算においてバックホウによる掘削土量の一部の残土運搬費を計上していなかった。 今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(b) 本工事の本体築造工に係る構造物取り壊し後のコンクリート殻の運搬、処理費を当初設計においては適正に計上していたが、コンクリート殻量を設計変更した際に、その全量は適正に処理されていたものの一部の運搬、処理費を計上していなかった。 今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(c) 本工事の本体築造工笠コンクリート工等の設計積算において、全体鉄筋数量が10t以上であるにもかかわらず単価に加算率による割り増しをしているものがあつた。加算率による割り増しは、土木工事設計標準歩掛においては全体鉄筋量が10t未満の施工規模の場合に適用するとあるので、割り増しすべきではなかった。 今後は、適正な設計積算を図りたい。</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>
<p>(d) 本工事の本体築造工土工において、工事内容に変更が生じたことにより設計変更を行っているが、その変更の中で、発注時の設計書において岩掘削の単価を誤っていたということを理由に、工事内容の変更に関わりのない同単価を修正変更して、請負代金額の変更がされていた。 請負代金額の変更は契約図書の内容変更などが対象になると契約書に定められ</p>	<p>土木工事設計標準歩掛や運用基準書等について、所属職員に研修を行い、適正な設計積算を行うよう周知徹底を図った。</p>

<p>ており、契約書に定めのない部分の変更を通常の手続きで行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(博多駅地区浸水対策室)</p>	
<p>b 平成16年度「福岡(地行3,4丁目外3)地区下水道築造工事」 (契約金額7,770万1,050円)</p> <p>契約変更の手続きの時期について工事特記仕様書等によると、軽微なものを除きその必要が生じた都度遅滞なく行うものとなっている。</p> <p>しかし、本工事の施工に際し立坑の増工、推進工法の変更などの軽微ではない変更が必要となったが、現場の施工が先行し、設計変更及び契約変更の手続きについては後日まとめて行われていた。増工等が必要となった時点で遅滞なく変更の手続きを行うべきであった。</p> <p>また、本工事については、施工中に交通等への支障を生じさせないよう交通誘導員が必要とされているが、上記の後日まとめて行われた工事内容の変更等に伴って変更になった配置人員が変更後の契約図書には明示されていなかった。さらに、その設計変更をした配置人員と施工現場における配置人員の員数の整合性も確認できなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、契約図書に交通誘導員の配置人員を明示すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算及び契約事務を図られたい。</p> <p>(中部建設課)</p>	<p>契約変更の手続きについては、増工が必要となった時点で、速やかに変更手続きを行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、交通誘導員の配置人員等については、契約図書に明示するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>(イ) 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 平成18年度「処理区域内下水管清掃業務委託」 (契約金額7億1,610万円)</p> <p>本委託は、全市域を対象とした下水管渠の閉塞危険箇所の調査業務と下水管渠の清掃業務を委託したもので、調査業務は下水道局が、清掃業務は各区役所が担当し、監督、検査もそれぞれで責任分担するものである。また、業務委託料は、月ごとの業務が完了し検査合格後に月ごとに支払うことになっている。</p> <p>本委託の事務執行において、監督員の任命、検査員の任命が行われていない等の手続きの不備があった。また、本委託仕様書等に規定された受託者が行うべき事項において、閉塞危険箇所マンホール堆積状況の写真が撮影されていないなど一部に不備があった。さらに、本委託内の調査業務に関して履行確認の検査が行われていなかったが、検査に合格したのものとして業務委託料が支払われていた。福岡市契約事務規則等に基づき適正に事務手続きを行うべきであった。</p> <p>適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p>(保全課)</p>	<p>委託業務における事務処理については、福岡市契約事務規則に基づき、適正な施工管理及び事務手続きを行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
---	--

(3) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの a 平成17年度「姪浜中学校雨水貯留施設設置工事」 (契約金額8,589万4,200円) (a) 本工事の設計積算を行うにあつ</p>	<p>見積り徴収については、依頼する見積り内容を十分把握し、その内容に適した業者の選定に留意し、適正な見積り徴収に努めることとした。</p>

<p>て、雨水貯留槽の資材価格と施工費用を合わせた(材工費)見積りを施工実績がある資材メーカー1社及び施工実績がない販売代理店2社より徴集し、その価格を設計積算に採用していた。また、その見積りは内訳の各項目において金額が3社ともに同額であった。</p> <p>このような見積り徴集方法及び見積り金額は適正であるとはいいがたく、資材、施工の見積りを分離し、資材については資材メーカーから、施工については施工業者から見積りを徴集し、比較検討すべきであった。</p> <p>今後は、適正な見積り徴集、設計積算を図りたい。</p>	
<p>(b) 本工事の仮設工の設計積算において、変更設計時にバイプロハンマによるH形鋼打込工、引抜工を増工していたが、バイプロハンマ杭打機の分解・組立輸送費を計上していなかった。同費用を計上すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。 (施設整備課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>積算基準に則った適正な積算となるよう努め、精査も慎重に行うこととした。</p>
<p>b 平成18年度「福岡城上の橋大手門石垣保存修理工事」 (契約金額4,772万5,650円)</p> <p>工事価格は直接工事費と諸経費(共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等)より構成されている。諸経費は経費率を使用し算出するが、本工事におけるその経費率は、本工事が平成18年度工事であるにもかかわらず、平成15年度の経費率を適用して積算されていた。その結果、誤った諸経費となっていた。</p> <p>今後は、適正な設計積算を図りたい。 (文化財整備課)</p>	<p>当該期の積算基準に則った適正な積算となるように努め、精査も慎重に行うこととした。</p>

<p>(イ) 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>平成18年度「西戸崎小学校プール改築工事」</p> <p>(契約金額3,517万5,000円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載されていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(施設整備課 建築局施設建設課関連)</p>	<p>再資源化等に関する契約事務について、記載漏れがないように、改めて職員への周知徹底を図った。</p>
---	--

2 テーマ監査

下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>今回は、「原課契約について、その契約から検査、支払いまでの行政事務が適法、適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。</p> <p>テーマに基づき発注課において契約がなされた工事112件について監査を行ったところ、次のような改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>発注図書に図面がないもの、監督員の任命がされていないもの、建設業退職金共済制度に係る報告書がないもの、工事の受渡書がないもの、工事の引受人が指名されていないもの、物品の様式で手続きが行われたものなど、19件の工事について39項目の不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>原課契約については、福岡市契約事務規則等に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>